

鳥取大学附属図書館利用細則

昭和55年9月1日
鳥取大学附属図書館規則第1号

(趣旨)

第1条 この細則は、鳥取大学附属図書館利用規則(昭和42年鳥取大学規則第22号)第10条の規定に基づき、鳥取大学附属図書館(医学図書館を除く。以下「図書館」という。)の利用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 開館時間は、次のとおりとする。

- 一 平日 8時40分から22時まで
 - 二 土曜日、日曜日及び休日 10時から17時まで(試験期間中は10時から22時まで)
- 2 前項の規定にかかわらず、附属図書館長(以下「館長」という。)が必要と認めるときは、臨時に開館時間を変更することができる。

(入館手続)

第3条 利用者は、原則として第5条に定める利用者カード、学生証若しくは職員証(以下「利用者カード等」という。)又は所定の手続により入館することができる。ただし、試験期間中において閲覧室が非常に混雑している場合等、学習、教育及び研究に支障をきたすおそれがある場合は、館長は、入館を制限することができる。

(館内閲覧)

第4条 利用者は、次のとおり図書館資料を閲覧することができる。

- 一 開架図書は、閲覧室で自由に閲覧することができる。ただし、利用後は所定の場所に返却しなければならない。
 - 二 貴重図書及び特殊資料の閲覧については、別に定めるところによる。
- 2 次に掲げる場合は、閲覧を制限することができる。
- 一 図書館資料に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「情報公開法」という。)第5条第1号、第2号及び第4号イに掲げる情報が記録されていると認められる場合(当該情報が記録されている部分に限る。)
 - 二 図書館資料の全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に個人又は情報公開法第5条第2号に規定する法人等から寄贈又は寄託を受けている場合(当該期間が経過するまでの間に限る。)
 - 三 図書館資料の原本を利用させることにより当該原本の破損若しくは汚損を生じるおそれがある場合又は図書館において当該原本が現に使用されている場合

(利用者カード)

第5条 学生証又は職員証を持たない者が図書館を利用しようとするときは、所定の鳥取大学附属図書館利用者カード申請書(以下「利用者カード申請書」という。)を提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 前項の利用者カード申請書の記載事項に変更が生じたとき及び利用者カードを紛失したときは、速やかにその旨を届け出なければならない。

(館外貸出手続)

第6条 利用者が、館外貸出しを受けようとするときは、貸出しを希望する図書館資料に利用者カード等を添えて図書館職員(以下「館員」という。)に申し出なければならない。ただし、図書の一部については、学生証又は職員証により、自

動貸出返却装置で貸出しを受けることができる。

(館外貸出期間及び冊数)

第7条 図書館資料の貸出期間及び貸出冊数は別表のとおりとし、貸出期間内であっても必要に応じてこれを返却させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、本学の大学院学生及び学部学生に限り、次に掲げる事項については、特別な取扱いをすることができる。

- 一 夏季休業日及び冬季休業日における図書館資料の貸出期間
- 二 図書館においてボランティア活動をする学生に専用の利用者カードを発行した場合の貸出期間及び貸出冊数
- 三 館長が特に必要と認めた場合の貸出期間及び貸出冊数

(貸出しの予約及び延長)

第8条 利用者は、貸出しを希望する図書館資料が既に貸出中のときは、貸出しの予約をすることができる。

2 図書館資料の貸出しを受けた者は、所定の手続を経て、貸出期間を1回に限り延長することができる。ただし、他の利用者が当該図書館資料に前項の予約をしている場合及び延長しようとする時点で貸出期間を満了している場合は、この限りでない。

(返却遅滞者に対する措置)

第9条 館外貸出しの図書館資料を貸出期間内に返却しない利用者に対しては、延滞日数分の期間、図書館資料の館外貸出しを停止することができる。

(禁帯出資料)

第10条 図書館資料のうち次に掲げるものは、館外貸出しを行わない。ただし、館長が特に認めた場合は、この限りでない。

- 一 貴重資料及び準貴重資料
- 二 本学前身校所蔵資料
- 三 郷土資料室配架資料
- 四 禁帯出の表示のある資料
- 五 著作権者により貸与が許諾されていない視聴覚資料
- 六 雑誌の最新号
- 七 新聞
- 八 その他特に指定した資料

(研究室等貸出図書館資料)

第11条 研究費等で購入した図書館資料は、所定の手続を経て研究室に備え付けて利用することができる。ただし、全学的利用を妨げてはならない。

2 前項により研究室に備え付けた図書館資料について、研究室に備え付ける必要がなくなったときは、速やかに返却しなければならない。

(閉架書庫の利用)

第12条 閉架書庫の図書館資料を利用しようとするときは、館員に申し出なければならない。

(視聴覚資料の利用)

第13条 視聴覚資料を利用しようとするときは、館員に申し出なければならない。

(貴重資料室の利用)

第14条 貴重資料室の図書館資料を利用しようとするときは、館員に申し出なければならない。

(参考調査)

第15条 利用者は、文献調査、情報提供、利用案内等の参考調査を依頼することができる。

(相互利用)

第16条 学内者は、所定の手続を経て、他大学等の図書館及び図書館資料を利用することができる。

2 他大学等の図書館から図書館資料相互貸借の申込みがあった場合は、所定の手続を経て、禁帯出資料及び雑誌を除き5冊まで、20日間利用することができる。

(文献複写)

第17条 利用者は、所定の手続を経て、図書館資料の複写を申し込むことができる。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、図書館の利用等について必要な事項は、館長が定める。

附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この細則施行日前の図書館資料の貸出し期間については、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この細則は、平成12年12月15日から施行する。

附 則

1 この細則は、平成16年4月19日から施行し、改正後の鳥取大学附属図書館利用細則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

2 鳥取大学附属図書館の一般市民等における利用要項(平成13年3月1日附属図書館館長裁定)は、廃止する。

附 則

この細則は、平成27年5月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成27年10月30日から施行する。

附 則

この細則は、平成29年12月5日から施行する。

附 則

この細則は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第7条第1項関係）

| 区分 | 貸出期間 | | | 合計 冊（点）数 |
|--|------|----|-----------|-------------|
| | 図書 | 雑誌 | 視聴覚 資料 | |
| 本学職員 | 30日 | 7日 | 7日 | 15冊（点） |
| 本学大学院生 | 14日 | | | （貸出 不可） |
| 本学学部学生 | | 5冊 | | |
| 放送大学学生及び鳥取県 大学図書館等協議会会員 館が所属する機関の学 生・職員 | | 2冊 | | |
| その他の学外者 | | | | |